

28 長環審第 1 号
平成 28 年 3 月 日

長久手市長 吉田一平 殿

長久手市環境審議会
会長 成田 暢彦

第 3 次長久手基本計画の改訂について（答申）

平成 27 年 9 月 7 日付け 27 長環第 173 号で諮問がありましたこのことについて、市の環境に対する考え方や取り組みの基本的方向を示すものとして、当審議会において慎重に審議した結果、別添の本計画案については、妥当であると認めます。

なお、推進にあたっては下記の事項に配慮され、計画に定める将来像の実現に最善を尽くされるよう要望します。

記

- 1 本計画を広く市民並びに事業者等に周知すること。
- 2 本計画の理念に沿って、市民はもとより事業所や大学などの幅広い協力を得て、市民と事業者等が主役となる推進体制の確立に努めること。
- 3 市民や事業者等の意見を反映させて進行管理を行うこと。
- 4 施策の実施にあたっては、重要性や緊急性を有するものから優先して取り組むこと。